

吹田市障害者差別解消支援地域協議会

■令和3年度第1回会議の記録

日時：令和3年(2021年)8月24日(火)14時～16時

場所：吹田市役所中層棟第3委員会室

出席者：〈委員〉大山委員(会長)、〈公募委員〉内海委員、坂本委員、黒葛原委員、東野委員、吉田委員、〈推薦委員〉稲垣委員、伊豫委員、奥谷委員、加賀城委員、小林委員、近藤委員、高木委員、谷野委員、筒井委員、仁木委員、橋本委員、以上17名出席(欠席：池田委員、長谷川委員)

〈アドバイザー〉龍田アドバイザー、松波アドバイザー以上

傍聴者6名

次第

1 開会

開会の挨拶

委員の紹介

吹田市障害者差別解消支援地域協議会について

2 講義

講師：関西大学非常勤講師 松波 めぐみ氏

テーマ：「障がいに基づく差別」と「合理的配慮」

3 その他

議事要旨

○開会のあいさつ

○委員紹介

～概要説明～

事務局：吹田市障害者差別解消支援地域協議会の概要につきまして事務局より御説明させていただきます。よろしく申し上げます。先ほど会長からの挨拶にもありましたとおり、当協議会は本来であれば令和元年度に開催する予定でしたが新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により本日まで開催を延期させていただいておりました。今回、オンラインにより開催に至ることができましたこと、改めましてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。協議会の内容についてですが、要領に基づいて御説明させていただきたいと思います。お手元の資料を御確認ください。平成28年4月に施行されました「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、国、地方公共団体及び国民が、障がいを理由とする差別の解消の推進に資することを責務として定め、障がいの有無によって分け隔てられること

なく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的としておりますが、まだまだ法律の認知度は低く、差別や合理的配慮の概念も共通認識になっていない状況だと感じております。障がいや障がいのある人に対する理解不足などから、障がいのあることを理由に不利益な扱いをされるなど、様々な場面で暮らしにくさを感じている人も少なくありません。本市では、障がいがあることよっての不当な扱いを受ける人のない地域づくりを目指すことから、市民及び事業者、行政職員に対して、何が差別に当たるのか、合理的配慮とは何か等、障がいに対する理解の促進を図ること、また、障害者差別解消法の理念に基づき、地域の関係機関が差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークを構築し、各機関が差別の解消に向けた主体的な取組を行い、差別解消及び合理的配慮の取組の好事例について、事業者等において横断的に共有することを目的に協議会を設置しています。主な協議内容につきましては、要領に定めておりますとおり、障がい者差別に関する相談及び取組等の情報共有に関すること、関係機関等による周知及び啓発活動の取組に関することとしております。そのため本協議会において、事業者等を対象に差別を受けた・配慮がなされていないなどの指摘や糾弾をするのではなく、当事者の方が事業者から受けた合理的配慮や事業者が実施している好事例を、一部ではなく、吹田市内の全ての事業者で実施していることが当然となる仕組みとなるように展開していくための協議会としていきたいと考えております。なお、障がい者の差別及び合理的配慮の不提供があった際には、障がい福祉室に設置しております、基幹相談支援センターに御相談いただきましたら御対応させていただいております。今後につきましては、基幹相談支援センターで対応いたしました事例につきましても本協議会に御紹介させていただきながら、障がい者の方がより良い生活を送ることができるような地域づくりを目指して参りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

司会：それでは、続きまして、「次第の2、講義に移らせていただきたいと思っております。これより「松波めぐみ先生」による「障がいに基づく差別と合理的配慮」についての講義に移らせていただきます。本日は、協議会設置後、初めての会議となりますので、委員の皆様、障がいに対する差別と合理的配慮の提供について、知識及び認識を深めていただくため、講義を中心に開催させていただきますので、よろしくお願い致します。講義に入る前に、簡単ではございますが、松波めぐみ先生について、御紹介させていただきます。先生は、現在、関西大学、龍谷大学の非常勤講師、立命館大学生存学研究センター等において、御活躍されています。関西大学では、人権問題研究室の障がい研究班に所属され、障がい児・障がい者の諸権利の保障と福祉に関する問題を広く研究されています。また、当協議会のアドバイザーとして就任いただいております。それでは、松波先生よろしくお願い致します。

松波アドバイザー：御紹介に預かりました松波です。それでは講義を始めさせていただきます。最初のスライドです。今日、お話ししたいことの目次を書いています。障害者差別解消法がどういうものか、そこでいう差別が何を意味するかと言うことが、まだまだ知られていない中で、基本的な考え方として、障がい者を社会モデルで捉える。個々人の問題ではなくて、社会の方にバリアがあるという考え方の確認をさせていただいて、差別解消法の説明をします。それから、もう少し差別解消法に基づいて差別が認められた事例等の紹介をしていきたいと思います。最初に私の背景としては、重度の身体障がい者の方や、最近では知的障がいの方もありますけれど、地域で生活することを支える、自立生活センターというところで、介助者、ヘルパーをしてきました。それは現在も続けています。また、京都の方で、条例を作る運動、障害者差別解消法の地方版にあたる京都の条例を作るために、様々な障がい種別の方、また家族、支援者、専門家などの様々な立場の方と、条例を作る運動に関わったということから、この法律を活かすには、どういうところが難しいのか、どういうことが誤解されやすいのかといったことも、考えてきましたので、今日はそれも踏まえてお話できたらと思います。

障害者差別解消法は2016年から施行されていますが、その法律が作られた一番の背景は障害者権利条約という、障がい者の人権についての初めての包括的な条約が、国連で採択されたということにあります。これは2006年になってやっと、障がい者の人権についても、国際的なルールができたということなんです。このように2006年にやっと条約ができたということは、障がい、あるいは障がいのある人に対して、価値感が大きく変わってきたということが背景にあるんです。よく言われる言葉なんです、「保護の対象から、権利の主体へ」というふうに言われます。これは障害者権利条約の考え方を示す言葉として有名です。障がいのある人は、永らく人権を持った1人の主体として見られるよりも、まず保護すべき、大変だから保護してあげる対象というふうに見られて、人格や尊厳を持つ人として尊重されてこなかったということがあります。そうではなくて、当たり前ですけど人権を持った1人の人間として、重い障がいがあっても、権利の主体は本人ということが確認されたということですね。次に、障がいという言葉の捉え方も国際的に大きく変わってきました。よく障がいへの理解が不十分とか言われるけれども、そこでいう障がいとは何だろうと思うんです。一般的には、障がいというと、目が見えない、耳が聞こえない、歩けない、知的障がいがある、精神障がいがあるというふうには、本人の個人の体や脳の一部が動かない、うまく機能しないことだと考えられてきましたが、そうではなくて、社会の方が、多様な人間がいるにも関わらず、多数派、健常者と言われている人だけしかいないかのように作られてきてしまった。そのために、社会に様々なバリアがある。それは、目で見てわかる段差のようなバリアもあれば、偏見もそうですし、また、情報のバリアと言われる情報保障が

ないことによって情報やコミュニケーションが制限されるということもバリアだという認識です。社会のバリアの方にこそ問題がある。そのために、生きづらかったり、不利益を受けてしまう。だから、社会のバリアをいかに無くすかが問題なんだというふうに、焦点が変わってきたんです。それがとても大切な、新しい条約や法律の背景にある大きな変化です。

次のスライドには単純なイラストが書いてあります。階段があって、階段の前で車椅子の人が困っているというイラストです。これは、階段の上に電車の駅のホームがあると仮定して、この人はどうして困っているんでしょうかと、問い掛けるようなイラストです。こういう問いに対して、やはり一般には、自分の足で歩いて階段を上れないから困っているんだ、だから電車に乗れないんだと考えると思うんです。しかし、ここ何十年間の間に、障がいのある人たちが懸命にいろんな運動をして、自分たちも同じように生きたい、外に出たい、いろんなことをして学んだり遊んだり働いたりしたいという思いからいろんな運動をしてきた中で、これまでとは違う考え方が生まれてきます。何が問題なのかということなんですけれども、昔ながらの考え方では、歩けないから、階段も上れなくて大変だね、と見られてきたわけですが、そうではなく、そもそも世界には多様な人間が実際に暮らしているのに、どうしてエレベーターやスロープをつけないで、階段だけの施設にしてしまったのか。実際どの地域にも、車椅子の方、また高齢者で足腰が弱ってる方、また喘息などによって階段を上るのが非常に苦しい、階段を避けたい内部疾患の方もいらっしゃる。またケガで一時的ではありますが、松葉杖をついてる人、ベビーカーの赤ちゃんを連れている方など、実は階段しかないと非常に困る、または使えない人はたくさんいるわけです。だから、そういう一部の人を排除して、取り残して駅を作ってしまった。そういう社会のあり方、社会の環境に問題があるんだという考え方が広まってきたわけですね。

次のスライドには、映画のワンシーンがあります。外国映画のシーンがあって、そこに、君の瞳に乾杯という、日本語の字幕がついている図を挙げています。外国映画を見るときに、日本語の字幕、或いは吹き替えというものに、私たち頼ると思うんですね。もし何かの手違いで、こういったものが一切なくて、フランス語だけ聞こえるとなったら、困るわけです。これが日本映画であれば、字幕がないのが今のところ当たり前ですね。その状況で、聴覚障がいの方が、日本映画を楽しめないということが、永らくあったわけです。もちろん、聴覚障がいの方たちは、字幕をつけて欲しいというふうに、長く訴えてこられたけれども、なかなか進めなかったという事実があります。この数年、大きな映画館では、一部の日程、一部の時間体で字幕をつけることが増えてはきたのですが、まだまだ一部です。全く字幕がない日本映画がたくさんあります。聞こえない方が、日本映画を楽しめなかったという問題について、古い考え方では、聞こえないから仕方がない。気の毒だね、家族か

友達にちょっと筆談で説明してもらったら、みたいに個人個人で対処する問題のように扱われてきたんです。でもそうじゃなくて、そもそも中には、音声では聞こえない、その内容を楽しめない人達がいる。外国語がわからない人には当たり前配慮があるのに、日本語の音声で聞こえない人には何の配慮もなかった。これはやっぱり少数派の方への、差別と言っていいと思うんです。聞こえない人たちが、少数派であることで無視されてしまう。確かに多数派の人にとっては、字幕があれば何となく邪魔に感じてしまう。そういうことの方が優先されてしまう。これという、多数派にだけへの配慮があり、当たり前に必要なものが提供されるのに、少数派が無視される。映画が楽しめない。楽しみも周りの人と共有できない。そういうことがずっと、あったわけです。この障がいに対する新しい考え方というのが、これは情報のバリアであって、一部の人を排除してきたというふうに捉えるわけですね。

古い考え方のことは、障がいの医学モデルとか個人モデルと言われます。個人の問題とか、歩けないとか聞こえないことが問題だと言われてきたけれども、そうじゃないんだ。一部の人を排除して、駅を作ったり、映画の上映にしても、至る所にそういったことがあったわけです。段差があるとか、情報保障がない。今、先ほど字幕の例を挙げましたが、手話通訳もそうです。先日のオリンピックでも、開会式で、テレビで手話通訳がないということで問題になりました。情報のバリアですね。あと、もちろん偏見。そういったことによって、多数派の人たちが築いてしまった社会のバリア、これこそが問題なのであって、環境が変われば、バリアを取り除けば、もっと当たり前、社会参加できる、平等に暮らせる。それが、障がいの社会モデルという、現在の障害者権利条約や、差別解消法のベースにある考え方なんです。

この社会モデルの考え方というのは、何も、社会モデルという言葉を使わなくても、その言葉がないときから、障がいのある人たち自身の運動の中で、度々問題提起されてきた考え方だと思います。今日参加されている障がい当事者の方も御存知の方が多いかと思うんですが、1970年ごろから、地域で暮らしたいとか、地域の学校に通いたい、交通機関を使って移動したい。情報保障のことを含め、様々な運動がずっと、日本を含めて世界中で展開されてきた中で、徐々に障がいとは、個人の問題ではなくて、社会の側のバリアの問題だ。という認識が広がっていくんですね。

そして、1990年ぐらいから、いくつかの国で、障がいのある人への差別を禁止する法律ができていき、そして2006年、国連で障害者権利条約が採択された。この過程には非常にたくさんの障がいのある人が参加してたんですね。

御存知の方も多いと思いますが、「我々抜きで、我々のことを何も決めるな。」という言葉が、盛んに叫ばれて、実際に障がい当事者の方たちが参加する形で条約が作られました。

障害者差別解消法についてですが、法律の理念というのはどうしても堅苦しくなってしまうんですが、先ほど説明した社会モデルの考え方は、はっきりともう入っているんですね。社会のバリアがあることで、障がいのある人たちは、いろんなことを制限されたり、不利益を受けてきた。また、障がいによって分け隔てられてきた。それが問題なんだ。だからバリアを取り除いて、共生社会を作っていく。そういう目的が書かれています。

障害者差別解消法は、大まかに言うと、二つの差別を禁止しています。一つ目は、不当な差別的取り扱い。簡単に言ってしまうと、差別です。つまり、正当な理由なく、障がいのない人とは別の取り扱いをすることで、不利益を負わせる。嫌な思いをさせる、参加させない。そういったことが、この不当な差別的取り扱いです。実際どんなふうになっているか。後程にも例を挙げますがけれども、よくあるものとして、障がいがあることを理由に断る、というのが一番基本的なイメージです。例えば旅行のツアーに参加したいと思ったら、聴覚障がいのある人がツアーに申し込んだら、誰か聞こえる人と一緒にないと、付添がないと、参加できませんと言って断る。こういうのははっきりとした不当な差別的取扱いにあたります。また、賃貸住宅での差別もたくさんあります。視覚障がいの方が火を出すのではないかと断る。これも本当にストレートな障がい者差別です。他にも、車椅子を使う人や、精神障がいの方や、いろんな方が、障がいを理由に部屋を借りられないという差別を受けています。正当な理由なく、単に知識がなく不安ということで、利用を断ったり、付添を求める等の条件をつけるといったことが差別として定められています。

差別解消法が定めている二つ目の差別が、合理的配慮をしない、提供しない、ということも、差別にあたるんですね。合理的配慮というのは、何らかのバリアがある、情報や物理的なバリア等々によって、困っている時に必要な調整をしない、必要なバリアを取り除く措置をしない。こういうことが、差別に当たる。ただし、どうしても難しい場合もあり得ます。過度な負担がある。どうしても人手が足りない、予算がどうしてもないといったことはあり得るけれども、できる限り、必要な合理的配慮、必要な調整をしなければならないということなんです。この合理的な配慮を提供しないという差別について具体例としてどういうものがあるか。基本的なものですけれども、車椅子を使う人が建物に入ろうとしたら段差がある。スロープの設置を求めたけれども、無視される。実際、スロープを用意していなかったとしても、ちゃんと本人と対話をして、中に入れるようにお手伝いするのであればいいんですけども、もう面倒だから無視をするといったことが実際に起こっています。

二つ目ですね。聴覚障がいの方が、ある講座に参加するために、手話通訳をつけて欲しいと求めたけれども、予算がないからできないと断る。これはどういう方

法があるかを、いろいろ調べて検討して話し合っただけということであれば、必ずしも、即差別とは言えないんですけれども、はなから何もしないっていうことは、差別に当たるんです。

三つ目の例。これは入学試験の例ですけれども、視覚障がいのある生徒さんが、点字で受験したいと、実際に申し出たけれども、学校側が何も対応もしない。受験してもいいですよ。ただし、平等に扱いますと言って、紙の試験問題しか用意しない。これは明らかに差別です。このように、合理的配慮をしないことによって、障がいのある人が大きな不利益をこうむる。こういうことが差別であり、こういうことをなくしていこうというのが、法律の目的としてあるわけですね。

この合理的配慮ということは、なかなかとっつきにくい言葉だと思います。単純に障がいのある人に何かしてあげること、というふうに思ってる人がまだまだ多いと思うんですけれども。それは、障がいがあるから、この人は歩けないから困ってる、というのではなく、社会にバリアがある。そこを取り除いていないことが問題だというふうに思っただけなんです。この合理的配慮の定義として、本人の意思の表明をきっかけとするというふうに、差別解消法の基本方針には書いてあります。これは、本人の意思を無視して、もうこれがあるからこれでいいだろうとか、無理に押付けてはならない。本人の意思を尊重して対応することが大事という意味ですね。

なぜ差別が起こるのか。実際に、この後でも例を挙げますけれども、例えばお店の人が障がいのある人とこれまであまり身近に接してこなかった。どうしたらいいかわからないという不安感。また、何か疑問があっても本人にどう聞いたらいいかわからない。何から話し掛けていいかわからないみたいなことが背景にあることが多いと思います。また、何かあったらどうしようと過剰に不安に思ってしまう。知らないことによる不安。そして対話を避けてしまうということがよくあると思います。この差別解消法を活用していくには障がいのある本人と対話することが大事だということを社会全体の共通認識にしていかなければならないと思います。もちろん、重度の知的障がいがあるなど、自分の言葉で言うのが難しい方もおられますけれども、それでもまず本人と向き合って対話する訓練とコミュニケーションを取ろうとすることが当たり前になさなければならないと思うんです。ただ、この障がいのある人の立場からすると、この差別解消法が施行されたことで、これまでももちろんいろんな申し入れとか調整を求めることはされてきたんですけども、法的な根拠ができたことで、このようにして欲しいということが、少しは言いやすくなったのではないかなと思うんです。

ここからは、いくつか新聞報道等もされた、基本的なケースをちょっと紹介したいと思います。これは、聴覚障がいのある方たちが打ち上げで、居酒屋を予約したいと思ってFAXを送りました。ところが、お店の人は、全員に聴覚障がいがあると

わかって、不安に思ったと。うまくコミュニケーションがとれないのではないか、筆談する時間がない。当店は忙しくて等と様々な理由を並べて予約の取消しを求めたという事件なんですね。これは、差別解消法も始まっているのに、おかしいのではないかということで、当事者の方が相談をして、行政を通してその居酒屋の方にこれは差別解消法でいう差別に当たりますよと言ったことが、お店の方に伝わって、お店の方でも研修をして今後このようなことがないようにしますという約束があった。その事例ですね。実際、聴覚障がいの方たちが普段、本当にいろんな形でコミュニケーションを行っていて、実際は何事もなく居酒屋を利用できるというのが、私は十分想像できるんですけども、知らない、接したことがないと、このように過剰に大変に考えてしまって、拒否ということに至るんだなど。それはもう差別なんだということが、法律上もいえるようになったってということかなと思います。

バニラエア事件。これは結構ご存知の方も多いかと思うんですが、2017年ですね。大阪に住む車椅子ユーザーの方が、バニラエアという、格安航空会社で奄美大島に行った。行きは問題なく乗れたのに、帰りに奄美空港で乗ろうとしたところ、歩けない方は搭乗できませんという拒否にあったんです。これはもう当然、差別解消法でいう不当な差別に当たります。この時、お友達が同行していたので、いや自分たちが手伝うから大丈夫と言っても、それも危険だから駄目だと言って断った。このままだったら、帰ってこれない。それは困るということで、この方は上半身が動ける方だったので、もうやむなくタラップを這い上がって搭乗したということがありました。この方は、大阪府の相談窓口で相談して、それで行政の方で確認したところ、バニラエアの方も事実を認めて謝罪をし、設備の改善ですね。これ、とても大切だと思うんですが、車椅子の人が安全に搭乗できるように、階段昇降機とか、シフトストレッチャーといったものを、購入した。こうやって今後は、車椅子のお客さんを拒否することがないようにという改善にも繋がった。ただこの件は、ネット上では誤解されて、この車椅子の方が、わがままであるかのような誤解に基づくバッシングが起こったという、すごく残念なケースでもありました。

次にこれも新聞に載ったケースですけれども、静岡の熱海市で、その市が所有する野外の宿泊施設に、聴覚障がいのある青年が合宿をする申し込みをしたんですけども、宿泊を拒否するということがありました。それは職員は手話もできないし、もし災害があったら危険だ、ということを経営者にされたんですけども、でもこれもはっきり、正当な理由ではないわけです。このケースについて、私がよく、他のところで、行政職員の方に話すんですけども、そうすると、やはり100人もおられると中には、もしもの時が不安だっていうふうにおっしゃる行政職員が居られるんですね。だけれども、だからといって拒否していいということでは決してなくて、もし災害があって、迅速に何かを伝えるときに、伝えるにはどうしたらいい

いかというのを、事前にちゃんと当事者の人達と話し合っておけば問題ないわけです。

次は私自身の目の前で、起こった出来事なんですけれども。一昨年、滋賀県で自分が非常勤講師をしている大学に、車椅子ユーザーの方に授業に来てもらった際、車椅子ユーザーの方と一緒に大学に行こうとしたところ、バスの運転手がスロープの出し方がわからないというふうなことを言って、ワンステップバスで車椅子マークがついてるバスだったにも関わらず、乗車拒否をされたんですね。その結果、40分後のバスに乗ることを強いられました。後で問い合わせたところ、運転手の方は、発車間際で焦っていたからという理由にならない理由を言っていたんですけれども、会社側がはっきりと、謝罪をして、再発防止を連絡即応して、実際地元滋賀県の車椅子ユーザーの方たちとの話し合いの場も持つことができました。加えて、国土交通省からバス会社への処分も下りました。これは車椅子ユーザーの方たちに聞くと、以前も度々あったけれども、こういう処分がちゃんとなされたというのはやっぱり法律の効果があつたのではないかなというふうに思っています。

合理的配慮について、あんまり話ができていないので、実際に学校や大学では、こういう合理的配慮の事例があるというのを、ほんのごく一例ですが紹介したいと思います。弱視の生徒さんが、通常学級と一緒に学ぶ場合に、拡大教科書とか、また大きなポイントで作成したプリント、テストなどを提供することや、また拡大鏡といった、道具の持ち込みを許可する。こういったことは当たり前に行われていますし、また学習障がい、読み書きの障がいのある生徒さんが、学びやすいように、タブレット端末の利用、電子教科書の導入といったことも、進んできました。またどうしても黒板の板書を、書き取るのが難しい。時間が非常にかかる、集中できない。そういう特性がある方には、録音や、板書の撮影を許可するといったことも合理的配慮にあたります。これを許可しない。ということが差別に当たるわけです。また、発達障がいのために、特定の音や光などに、感覚過敏がある生徒さんに対して、どうすれば落ち着いて学べるか。支障なく、学校行事に参加できるか。それを個別に調整するといったことも様々に行われています。

大学における合理的配慮。これは、私自身、非常勤講師をしていますけれども、本当に障害者差別解消法が施行されてから、一番変わったなど、個人的に実感するのは大学になりますね。これまでやっぱり障がいのある学生さんが多い大学とそうじゃない大学で、かなり対応に差があつたというのが、実感として思うんですけれども、法律ができたことによって、どの大学でも、障がいのある学生への合理的配慮はしなければならないものという認識が広がってきていると思います。入学試験においても、合理的配慮は、すでに様々に行われていますし、以前だと許可されていなかった、キーボードやタブレットの使用も一部認められてきました。また

入学後の普通の授業において、聴覚障がいの学生さんには、必ずノートテイク、パソコンテイクという形で、情報保障がなされます。障がいのある学生さんが不利益を受けないように、ちゃんと大学の方で配慮を行うことが、もちろん完璧ではないと思いますけども、されていると感じています。

次の例は、たまたま私が身近に、実際にあったことですが、ちょっとある難病があって、おトイレが近い学生さんが、入口に近い席に座りたい。また、黙ってトイレに行くのを許可して欲しいという申し出があって、もちろん、どうぞどうぞと。こういうことも、合理的配慮と言わないまでも、その仕組みとして、学生が大学に配慮を求めるといいう仕組みがあることによって、学生さんが安心して、授業に出席できるということがあるんだなと実感したケースですね。

本当に基本的なことしか話していませんが、まだまだ差別解消法の中身、考え方、ともに知られていないと、やはり実感していますし、また、障がいのある当事者の方で御家族でも、活用の仕方がわからない。どこをどう支援をしていいのかわからないという方が多いと思うんですね。吹田市は、先ほどにあった通り、基幹相談支援センターがあるわけです。こういった場所があって、ここに相談したらいいよということが広く、いろんな形で、知られていくといいなと思います。そして、いろんな立場の人ができることとして、この合理的配慮の考え方。それを求めることは、決してわがままではない。人権なんだということを伝えていく、必要な人にらせていくということや、また、これは差別じゃないかと思われる扱いを受けたら、それは泣き寝入りせず相談する。相談することによって、それが改善に結びつけば、自分やそのお店だけでなく、今後そこに関わる人たちにとっても役に立つということです。だからまだまだ、社会全般にバリアを取り除くことが、進んでいないけれども、1人1人、気づいたところで、相談したり、合理的配慮を求めたりということが、全体の利益にも繋がっていく。そういう考え方を広めていくということでも、この差別解消支援地域協議会の意味は非常に大きいのではないかなと思っています。ではここまでにしたいと思います。御清聴ありがとうございました。

事務局：ただいまの松波講師の講義に関しまして御意見等あれば挙手をお願いします。

A委員：重度の視覚障がいです。松波先生のお話、頷いて聞かせていただきました。私も、教員採用テストを受けるときに、とても差別を感じました。音楽ですから実技試験があります。東京都で受けた時は、楽譜を5分ぐらい見せてくれたんですが、点字楽譜を触るだけでは難しく、楽器を使わないと暗譜はできません。それなのに、私たちは、手で点字を触りながらピアノを弾くことはできないので、両手を放して弾かなければならないので、弾きながら歌う時もそうですけど、実際、暗譜しなければならぬんですね。暗譜の作業は5分とかで全部はできませんし、健常者もたとえどんな優秀な方でもできないと思うことを、とりあえず試験してやってみたいな感じで、採用試験を渋々やってくださったんです。私たちは例えば教員にな

ったら、前もって練習しておいて、授業までに弾けるように、課題を早めに決めて練習します。だから楽譜を見ながら弾くだけを試すというのは非常に、差別だと思いました。東京都の試験も私がもたもたしたので時間が足りなくて、隣から聞こえる音を真似して弾くぐらい危うかったというか、時間がなかったんですけど。試験が終わるときに、何か言いたいことはありますかと試験官が言うんですね。それで私は、あなた方これできるかどうかやってみてくださいと、五分で暗譜して弾けるかできるかやってみてくださいと言ったぐらい屈辱的な思いもしました。結局私は、さんざん悩んで、非常勤で盲学校に勤めていたんですけど、自営業で静岡県から大阪に来て、たまたま行った大阪音大で、友達もたくさんでき、恩師の近くに住み、大勢の生徒さんにピアノを教えたり、合唱団をしたり音楽の勉強をして、自営業で楽しく過ごしたんですけど、こういう教育現場でも、採用試験に対しては、全く好意的ではなかったです。厄介なのは入れたくないなという、そういう風潮がすごくあったと思います。知人に弁護士の方がいるんですけど、差別解消法ができたことで色んな場面で良いことはあるが、ポーツとしているだけではあまり変わらないから、やっぱり遭遇したら声を上げてかないと、この法律は絵に書いた餅になってしまうというような話もありました。ただ、私は個人的には非常に、温かい関係の恵まれた生活をしていて、ひとり暮らしをしていても個人的に差別されているような感覚はないんです。でも、社会的に差別は、周りの友人も私もいっぱい受けてきた感じがあります。また、先ほど先生からあったような話を、20年ぐらい前にスウェーデンへ障がい者団体で勉強に行った時に、訓覇(くるべ)法子先生が、同じことをおっしゃっていました。スウェーデンではそういう考え方で、社会環境とかバリアなく、外国人は言葉のハンディキャップだし、障がい者は障がいのハンディキャップ、いろんなバリアをなくすという方向で考えているから、日本みたいに予算がないから、我慢してね、さようなら、みたいな考えはおかしいというのをずっと言い続けて、本当になるほどと、今、先生がされたようなお話をされてきました。

松波アドバイザー： A委員、本当にありがとうございます。貴重な体験だと思います。本当にその通りだなと思いました。私は障がいのある教員の方にインタビューをして本を作ったこともあるので、最近は少し変わってきたとはいえ、過去には本当に屈辱的な、酷い差別的な採用試験しか行われていなかったということを改めて思いました。

A委員： 関連でごめんなさい一言だけ。藤野高明先生という両腕と目の不自由な先生が、この間もテレビに出てたんですけど。この先生が一番最初に、日本で点字の採用試験を要望して、現実に大阪の採用試験を受けた方が、いらっしゃいます。そういう先駆者の方を御存知だったら嬉しいです。また事務局に要望なのですが、今日は事務局の方から委員のお名前を御紹介いただきましたよね。本当は一言本人さんの声で、お名前を言っていただけなら、私はその存在感が理解できますのでお願いした

いんです。皆さんは顔を見ておられて、こういう方だなんて思ったんでしょうけど、私にとっては居ないのと同じことになりますので、出来れば順番にお名前を言っていたらありがたいなと思いました。

B 委員：はじめまして、Bと申します。今日は、貴重なお話をありがとうございました。大変勉強になりました。私は自分の娘も障がい者ですが、少しの間ですけれども非常勤講師として社会科を担当したことがありまして、その時に障がいの問題がありまして、生徒にいろいろ意見を言ってもらったことがありました。その時にはバリアフリー法とかそういうものは既にできていて、法律について説明をしたり、いろいろお話をしたのですが、小中学校の時から、障がいのあるお子さんが一緒に、教室で学んだことがあったけれど、その周りのサポートというのが、今ひとつできてなくて、僕たちは迷惑だったというのをはっきり言われた事がありました。どういうふうに迷惑だったかと聞いたら、その子が騒いだとしても、それをうまく誘導してくれるとか、納めてくれる先生がいなくて、周囲の子が勉強できない状態になったり、中断しなければいけない状況があっても迷惑だったと、はっきりと、正直に言ってくれました。私の娘もその知的障がいがありますので、ずっと小学校の時に同じような状況を、起こしていたというのがあって、すごく身に詰まる場所があったのですが、結局のところサポートがどれくらいあるのか、そのサポートがあって、一緒にいることが、勉強が進むことと違う何かを学べるのかどうかというところまでいかないと、法律だけがあっても根づくことはないのではないかと。法律ができたということは素晴らしいことなんですけども、やはり教育の場で、こういう法律がありますと、僕達の周りには、障がいを持っている人が、同じように学ぶ仲間としていますと、彼らがパニックを起こしたときにはそれをサポートしてくれる先生がいますと、そういうサポートがあるうえで、一緒に学んでいけますよという環境づくりをしないと、いつまでたっても心の障がいというのが取れることがないと思います。だから、もちろんこれは素晴らしいことなんですけど、吹田は特にこういうところでは他市よりも進んでいるとか、いろいろケアしてくださっている市だとは思っているんで、これからもどんどんそういう十分な教育環境づくりというところで頑張っていたらなと思っています。ありがとうございました。

C 委員：松波先生のすごく大事なお話を改めて聞かせていただいてすごく嬉しいです。

特に、先生がおっしゃった中で、差別をなくすための取組として、社会の障壁をなくす必要があるというお話等、事例もわかりやすかったです。私は全く聞こえませんが、中途失聴で、自分がしゃべっている声も聞こえなくて、声の大きさもわかりません。そういう、社会の障壁をなくすという時に、その障壁ですけども、見える障壁と見えない障壁があります。私を見ても誰も、聞こえないと気が付きません。でもすごく困ることがいっぱいあります。もう本当にどん底まで気分が落ちたこと

もあります。だけど、手話を覚えたおかげで、ずっと吹田市の小学校で働き続けられました。今もひまわり教室で、聞こえない当事者支援、保護者支援、子供たちに理解・共生を目指す取組を続けています。それで、先生にお聞きしたいことは、私たちの聞こえないという見えない障壁は何かというと、情報が全く入らないことです。もう一つは、おしゃべりが自由にできません。この二つを、無くす、保障するためにどうしたらいいのかという事です。松波先生には、大学のパソコン通訳とか、手話通訳のことをお話してもらいました。だけど、この前のオリンピックの時に字幕は出ましたが手話通訳を使わないから、わからないという事が皆すごくあって、聴覚障がいの当事者から抗議の連絡がいっぱい出ました。そしたら、閉会式では手話通訳がつかまして、すごくみんな喜んだんです。それで、やっぱり私たちに必要なのは何か言うと言語環境を整えること。字幕もすごく大事ですけども、字幕は書くのが遅れます。同時にはわかりません。しかも、文字を見てたら、話してる顔が見えないので、意味は掴めても会話に入れません。そこで、質問ですけども大学も、パソコン等の保障はあるとおっしゃいましたけど、小中学校の事例は今日の先生の資料ではありませんでした。私たちが出前授業に行っても、おはようとかの挨拶にしても子供が手話を知らないと言っただけで言ってしまうので、私たちは気づけないから知らん顔して行ってしまうと子供たちも嫌な気になります。私も本当はちゃんと挨拶したいけどできない、皆さんもわからないから。挨拶が一步なんですけどそれができない。おはようとか、ありがとうとか、そういった簡単な手話を自然に皆さんも使えたら、少しでもコミュニケーションの壁をなくすことができると思っています。

その辺りで、小中学校の言語環境を整えるというあたりについての御意見があれば聞かせていただきたいと思います。

松波アドバイザー：まず、Bさんの御意見もありがとうございます。本当に私も大学生と非常勤で接していて、せっかく地域の小学校で障がいのある子が同級生にいたけど、何かお世話役を押し付けられたとか、ネガティブな思い出を出してくる学生がいて本当に残念だなと思うんです。そうならないために、もちろんいろんなケンカやぶつかりがあっても、一緒に居てよかったと思えるようなことを、どう学校側が環境を整えるのかというのはすごく大事だなと思います。ありがとうございます。

C委員も御質問ありがとうございます。今日の資料は本当にちょっと断片的で、書けなかったんですけども、聞こえない人にとっても、手話の大切さ。まず当事者の子供にとっては、やはり御自由におしゃべりができる手話という言葉と出会えるということが、とっても大切だと思うんですね。それは聴覚支援学校だけではなくて、地域の学校に就学しても、放課後とか、週末とかいろんな場面で、手話と出会える場というのが、もっと充実していくといいなと思いますし、また、手話に対する理解、手話の大切さの理解を本当にすべての子供、すべての先生がきっちり理

解をして欲しいし、入口となるような、挨拶を含めて手話の理解、手話に触れてその豊かさに触れるような学習機会が小学校の最初からあるといいなと思います。先ほどオリンピックの例を、C委員が話してくださったんですけども、会場には手話通訳がいたのに、テレビには字幕しかなかったというのは、本当にまだまだ手話に対する理解の不十分さというのをすごく表していたと思います。字幕があるからいいでしょうと思いがちだけど、いやいや、そうじゃなくって手話だったらパッとわかるし、大事なんだということを、この機会に、たくさんの方が運動されたことで、閉会式では、とてもわかりやすい、ろう者の手話が見られたということで、こういうことも通して、手話の重要性がもっと社会に浸透していったらと思いますし、教育現場でもしっかり取り組んで欲しいなと思います。どうもありがとうございました。

C委員：吹田市のすごく進んでいる面として、吹田市の小学校に難聴学級のセンター校があります。吹田第二小学校です。そこで私はずっと働かせてもらって、明るく仕事ができる。そういう進んだ面をさらに生かしていただいて、簡単な挨拶の手話を市民の方がよく行く市役所の窓口などで、職員の皆さんが、言葉だけじゃなくて手話で言ってくださると、気持ちが通じて嬉しくなります。手話通訳をいつでも頼むことはできません。しかし市民の皆さんが簡単な手話を覚えてくれたり、聞こえないことの理解を示してくださったら、協力してくださったら、この通り明るく生きていくことができます。そういう聞こえない、乳幼児や小中学の支援を広げていてもらいたいというのが私の気持ちです。また、いろんな例があったら教えてください。

D委員：精神障がい当事者です。松波先生のお話を伺って、物理的なバリアとか、社会的なバリアよくわかりました。私どこかで耳にしたことがあるんですけども、制度的なバリアというのを耳にしたことがあって、それがどういったバリアなのかというのを付け加えていただければ助かります。よろしくお願いします。

松波アドバイザー：御質問ありがとうございます。本当にいろんな制度がありますけれども、それが障がいのある人にとってやっぱり使いにくい。また、様々な障がいがある人のことを想定していない制度というのはたくさんあると思うので、それを改善していくということもそうですし、でも、法律や制度自体が、差別を含んでる例として例えば欠格条項の問題があると思います。こういう障がいの人が、この仕事に就けないとか、車の免許を取れないと一律に決めてしまうことによって、非常に機会を制限されてしまう。それは本当に一律にこの障がいがあればこれは使えないと、この仕事は駄目というのではなくて、本当に必要な支援を受けて、権利が守られるように、法制度を見直していく必要性というのがこの制度上のバリアということの意味かなと思います。もっと何か良い例が言えたらいいんですけども、すぐ出なくてすみません。

E委員：脊髄損傷で人工呼吸器を 24 時間使っています。障がい者は、結構多岐に渡って、様々な問題を、抱えているわけですけど。具体的に、どのような形で、訴えかけていたり、相談するというか、問題解決のために、どのような発信をしていけばいいでしょうか。

松波アドバイザー：文字どおり、一人一人が置かれている状況は違うので、それぞれの立場で、御自分が何か、おかしいと思ったことなんか、これは差別じゃないかと思ったこと、差別ではないかもしれないけれどもどうしてこうなんだろうということ、声を出して、相談する。それが結果として法律上の差別に当たらなかったとしても、共有する、他の人に話して、それを、もう何かおかしいとなったら、それをどう解決するかを、他の人と共有して、それがもし、本当に社会のバリアに当たることであれば、どう解決したらいいかは、一緒に考えてくれる人たちがもうすでにいるということだと思えるので、いろんな方法があると思うのですが、市の基幹支援相談センターという窓口を活用するというのも方法の一つだと思いますし、また、自分の友人知人に伝えるとか、知ってもらうということも、方法ですね。

E委員：やっぱり基本は当事者からの情報発信することが大事なのではないでしょうか。

松波アドバイザー：もちろん当事者から発信することもすごく大切です。しかし、下手すると当事者にだけ負担を負わせるというのもおかしいなと私の立場では思いますので、直接、今、障がい当事者ではない人もこの法律のことを知って、自分が差別に加担してないかどうか、自分が全然気がつかずにいたバリアについて学ぶ、そういったことも必要だろうなと思いました。何か当事者の人に頑張ってください、頑張ってくださいという話は何か社会モデルと言いながら、そこはおかしいなと、自分自身思うので。ただ、やっぱり当事者の声を抜きにして勝手に、これでいいだろうとか決めてしまうのではなくて、当事者と対話する場を増やして、当事者の方が、発信しやすい環境を作るということもできることかなと思います。ちょっとなんか抽象的な言い方しかできなくてすいません。

A委員：ちょっと質問ですけど。この協議会の限界というか、実際に何をするのかということがちょっとはつきり分からなくて。例えばさっき耳の不自由な方の御意見がありましたけど、私たち障がい者団体では、いろんな障がい者の人たちと一緒に、要望とかをしているんです。そこで、一番今深刻だと思うのは、市民病院とかに、手話通訳の人がいないということです。それで、症状を訴えられなくてお医者さんへも伝えられないから、手話通訳員を常駐させて欲しいというのを、できていないのですね。そういう要望とかも障がい者団体でやっているんです。この協議会は、学習の場だけの会議なのではないでしょうか。限界というか、具体的にはどういうこと事まで求められるのでしょうか。

事務局：この協議会の限界ということではないのですが、目的としましては、もちろん当事者の方からも様々な御意見をお聞きできたらと思います。しかし、この協議会でい

ただいた御意見等は要望ということではなく、学んだことや共有した内容を地域にどのように返していけるかということを考えていく協議会としたいと思います。事業者に求める配慮であったり、受けられた配慮等の好事例をどんどん出すことによって地域で住みよい生活ができる体制づくりをしていくことを目的としておりますのでよろしくお願いします。

事務局：次に、事務局からの連絡です。ヘルプマークについてですが、ヘルプマークは援助を必要とする方が周囲の方から必要な援助を受けやすくなるための作成されたマークとなっています。現在吹田市としましてはホームページにて周知させていただいたり、関係機関にポスターを掲示したり障がい者週間のチラシに掲載するなどして、市民の方に対して周知に取り組んでおります。またその趣旨につきましても市民の方に御理解いただけるように周知に取り組んでおります。当協議会の皆様におきましても理解周知に御協力いただけますようお願い致します。

最後に次回の開催日程ですが、現在次回の日程は未定であります。本日いただいた意見を参考にさせていただきながら次回の開催の準備を進めさせていただきますのでよろしくお願いします。